



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月28日火曜日 第1891号

### ◇ 目次 ◇

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 道路の区域変更（一般国道194号）..... | 894 |
| 道路の供用開始（"）.....        | 894 |
| 道路の区域変更（県道一本松城辺線）..... | 894 |
| 道路の供用開始（"）.....        | 895 |
| <b>公 告</b>             |     |
| 技能検定の合格者.....          | 895 |

診断用模擬運転装置の借入れ..... 896

### 正 誤

平成19年8月14日付け第1887号愛媛県告示第1365号（道路の供用開始（県道大洲長浜線）中）..... 897

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成19年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名  | 区 間         | 旧・新別 | 敷地の員              | 延長              | 備考 |
|-------|------|-------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 一般国道  | 194号 | 西条市荒川2号259番 | 旧    | メートル<br>28.0~33.6 | キロメートル<br>0.041 |    |
|       |      |             | 新    | 32.5~45.2         | 0.041           |    |

### ○愛媛県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成19年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名  | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日     |
|-------|------|---------------|------------|
| 一般国道  | 194号 | 西条市荒川2号259番   | 平成19年8月28日 |

### ○愛媛県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成19年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                             | 旧・新別 | 敷地の員            | 延長              | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------|------|-----------------|-----------------|----|
| 県 道   | 一本松城辺線 | 南宇和郡愛南町小山765番2から<br>同町小山779番4まで | 旧    | メートル<br>4.4~9.0 | キロメートル<br>0.162 |    |
|       |        |                                 | 新    | 8.8~10.6        | 0.162           |    |

○愛媛県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日      |
|-------|--------|---------------------------------|-------------|
| 県 道   | 一本松城辺線 | 南宇和郡愛南町小山765番2から<br>同町小山779番4まで | 平成19年 8月28日 |

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成19年7月1日から平成19年8月4日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成19年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 3   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   | A 甲 7   | A 甲 8   |
| A 甲 9   | A 甲 10  | A 甲 12  | A 甲 13  | A 甲 14  | A 甲 17  |
| A 甲 19  | A 甲 20  |         |         |         |         |

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   |

機械加工（普通旋盤作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 5   | A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 9   | A 甲 11  | A 甲 13  |
| A 甲 14  | A 甲 15  | A 甲 16  | A 甲 18  | A 甲 19  | A 甲 20  |
| A 甲 21  | A 甲 23  | B 1     | B 2     | B 3     |         |

機械加工（数値制御旋盤作業）

3級

| 受 検 番 号 |
|---------|
| A 甲 2   |

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | C 1     | C 2     | D 1     | D 2     |

|     |     |     |     |  |
|-----|-----|-----|-----|--|
| D 3 | D 4 | D 5 | D 6 |  |
|-----|-----|-----|-----|--|

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

3級

|         |
|---------|
| 受 検 番 号 |
| A 甲 1   |

機械保全（機械系保全作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   | A 甲 7   |
| A 甲 8   | A 甲 9   | A 甲 11  | A 甲 12  | A 甲 14  | A 甲 15  |
| A 甲 16  | A 甲 17  | A 甲 18  | A 甲 19  | A 甲 20  | A 甲 21  |
| A 甲 24  | A 甲 25  | A 甲 26  | A 甲 27  | A 甲 28  | A 甲 29  |
| A 甲 30  | A 甲 31  | A 甲 32  | A 甲 34  | A 甲 35  | A 甲 36  |
| A 甲 37  | A 甲 38  | A 甲 40  | A 甲 41  | A 甲 42  | A 甲 43  |
| A 甲 44  | A 甲 45  | B 1     |         |         |         |

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | A 甲 3   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   |
| A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 10  |         |         |         |

塗装（金属塗装作業）

3級

|         |
|---------|
| 受 検 番 号 |
| A 甲 1   |

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | A 甲 3   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   |
| A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 9   | A 甲 10  | A 甲 11  | A 甲 12  |
| A 甲 13  | A 甲 14  | A 甲 15  | A 甲 16  |         |         |

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

診断用模擬運転装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

診断用模擬運転装置一式（中央制御装置一式、運転席20席、  
教材一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成19年12月1日から平成24年11月30日まで

(5) 借入場所

愛媛県運転免許センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話(089)934 0110 内線 2234

- (2) 入札書の受領期限  
平成19年10月12日(金)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成19年10月12日(金)午後1時30分  
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

ったものを落札者とする。

- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Diagnostic driving simulator , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 12 October , 2007
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110 Ext 2234

正 誤

○正 誤

平成19年 8月14日付け第1887号愛媛県告示第1365号(道路の供用開始(県道大洲長浜線))中

| ページ | 箇 所                 | 誤                | 正                 |
|-----|---------------------|------------------|-------------------|
| 879 | 表<br>供用開始の区<br>間の欄中 | 大洲八多喜町乙1番1<br>地先 | 大洲市八多喜町乙1番<br>1地先 |